

自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則

下線部が変更箇所

変更案	現行
第1条 自動車業における表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項第1号の「事業者の住所及び氏名又は名称」には、製造業者又は販売業者のいずれかを表示するものとする。 第2条 規約第3条第1項第2号の「主な仕様区分」とは、グレード、排気量、ミッションタイプ等、価格を表示した車両を特定するために必要な項目をいうものとする。 第3条 規約第3条第1項第3号の「標準装備品」とは、製造業者により標準仕様として装着される装備品をいい、「オプション装備品」とは製造業者により注文仕様とされている装備品をいうものとする。 第4条 規約第3条第1項第4号の「主要諸元」には、寸法、重量、性能、原動機等、道路運送車両法第75条の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けたものを使用するものとする。 第5条 規約第3条第3項にいう「<u>明瞭</u>に表示する」とは、次のことをいうものとする。 (1)「価格表示用紙」による場合は、展示車に貼付して表示し、又は展示車の直近の場所に表示板を設定して表示する等、当該展示車についてのものであることが明らかに分かるように表示すること。 (2)「価格表」による場合は、展示車に貼付して表示し、又は展示場の見やすい場所に貼付する等の方法により、当該展示車との関連が明らかになるように表示すること。 (3)「価格表に準ずるもの」とは、パソコン画面等をいい、それによる場合には、展示場内に設置して当該展示車の価格が明らかに分かるように表示すること。 第6条 規約第3条第5項の「販売価格」を販売業者が表示する場合には、販売業者が販売しようとする、消費税を含めた次のいずれかの価格を表示するものとする。 (1) 店頭において新車を引き渡す場合の車両本	第1条～第4条 （略） 第5条 規約第3条第3項にいう「<u>明りょう</u>に表示する」とは、次のことをいうものとする。 (1)～(3) （略） 第6条 規約第3条第5項の「販売価格」を販売業者が表示する場合には、販売業者が販売しようとする、消費税を含めた次のいずれかの価格を表示するものとする。 (1)・(2) （略）

変更案	現行
体の価格 (2) 店頭において新車を引き渡す場合の車両本体の価格に付属品、特別仕様等の費用を加えた合計価格 (3) 前2号に定める価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格 2 車両本体の価格は「車両本体価格」の名称で表示するものとする。 3 第1項第3号に定める価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする。 4 車両本体に付属品、特別仕様等を加えた場合には、合計金額の他、車両本体価格と付属品、特別仕様等の内容と合計価格を表示するものとする。ただし、価格表においては、付属品、特別仕様等の単品毎の価格も併記するものとする。 5 車両本体とは、標準装備品を装着している標準仕様の車両をいうものとする。ただし、製造業者がカタログにおいて記号及び文言によって、ライン装着を明らかにしているオプション類は標準装備に準じて扱うことができるものとする。 6 価格の説明 (1) 価格には、車名及び主な仕様区分を明瞭に表示するものとする。 (2) 第1項第1号又は第2号に定める価格を表示する場合は、価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を明瞭に表示するものとする。 (3) 第1項第3号に定める価格を表示する場合は、同項第1号又は第2号に定める価格を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を明瞭に表示するものとする。 (4) 次のいずれかの場合に該当するときは、<u>前2号</u>に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 7 共同広告 (1) 複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には「販売価格の一例」である旨及び販売業者名を表示するとともに、各販売業者は価格をそれぞれ	(3) 前2号に定める価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格 2～5 (略) 6 価格の説明 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかの場合に該当するときは、<u>前2号</u>に定める表示を省略することができるものとする。 ①・② (略) 7 共同広告 (1) 複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には「販売価格の一例」である旨及び販売業者名を表示するとともに、各販売業者は価格をそれぞれ

変更案	現行
れ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい旨を<u>明瞭</u>に付記するものとする。 (2) 販売業者と製造業者の共同広告において、販売価格を例示する場合には「販売業者が販売しようとする価格」又は「メーカー希望小売価格」により表示するとともに、「販売業者が販売しようとする価格」を表示する場合には、販売業者が独自に販売価格を定めている旨、「メーカー希望小売価格」を表示する場合には、当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている旨を<u>明瞭</u>に付記するものとする。 8 購入者に交付する文書に価格を表示する場合は、次の事項を表示するものとする。 (1) 車両本体価格、付属品価格及び特別仕様価格並びにこれらの合計金額 (2) 車両本体価格、付属品価格又は特別仕様価格について値引きが行われる場合にあっては、その額 (3) 下取車がある場合にあっては、当該下取車の査定価格及び下取価格 第7条 規約第3条第5項の「販売価格」を製造業者が表示する場合には、「メーカー希望小売価格」の名称で、消費税を含めた価格を表示するものとする。 2 価格の説明 (1) 価格には、車名及び主な仕様区分を明瞭に表示するものとする。 (2) 製造業者が価格を表示する場合は、価格は参考価格であり、販売業者は価格を独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたいという趣旨の説明を明瞭に付記するものとする。 (3) 価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を明瞭に表示するものとする。 (4) 次のいずれかの場合に該当するときは、<u>前二</u>号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 第8条 規約第3条第5項の規定による「販売価格」	れ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい旨を<u>明りょう</u>に付記するものとする。 (2) 販売業者と製造業者の共同広告において、販売価格を例示する場合には「販売業者が販売しようとする価格」又は「メーカー希望小売価格」により表示するとともに、「販売業者が販売しようとする価格」を表示する場合には、販売業者が独自に販売価格を定めている旨、「メーカー希望小売価格」を表示する場合には、当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている旨を<u>明りょう</u>に付記するものとする。 8 (略) 第7条 (略) 2 価格の説明 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかの場合に該当するときは、<u>前2</u>号に定める表示を省略することができるものとする。 ①・② (略) 第8条 規約第3条第5項の規定による「販売価格」

変更案	現行
の表示に、割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合には、次の事項を表示するものとする。 (1) 割賦販売価格 (2) 頭金の額 (3) 割賦販売に<u>関わる</u>代金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用 (4) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率） (5) <u>残価精算時に、車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨等のローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</u> 第9条 規約第3条第5項の「販売価格」には個人リース料金を含むものとし、個人リース料金を表示する場合には、次の事項を表示するものとする。<u>ただし、ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、月々の支払額及び「支払条件等の詳細については尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</u> (削除) <u>(1) 頭金の額</u> <u>(2) リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用</u> <u>(3) リース支払総額</u> <u>(4) 設定残存価額（オープンエンド方式の場合）</u> <u>(5) リース料金に含まれる内容</u> <u>(6) リース契約に関する以下の事項</u> ① <u>リース及び賃貸である旨</u> ② <u>中途解約できない場合はその旨</u> ③ <u>リース期間終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨</u> ④ <u>車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨</u> ⑤ <u>オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨等</u> ⑥ <u>その他特記すべき事項</u> 第10条 <u>規約第3条第5項の「販売価格」にはサブ</u>	の表示に、割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合には、次の事項を表示するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 割賦販売に<u>係わる</u>代金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用 (4) (略) (5) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、<u>電波媒体による場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</u> 第9条 規約第3条第5項の「販売価格」には個人リース料金を含むものとし、個人リース料金を表示する場合には、次の事項を表示するものとする。 <u>(1) リースであること</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> (新設) (新設) (新設) <u>(4) リース終了時の条件等。ただし、電波媒体による場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「リース終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい。」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</u> (新設)

変更案	現行
<u>スクリプション等の名称で、一定期間、車両を賃貸する場合（借受人が事業者を除く使用者である場合）の賃貸料金を含むものとし、賃貸料金を表示する場合には、次の事項を表示するものとする。ただし、ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、月々の支払額及び「支払条件等の詳細については尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</u> <u>(1) 頭金の額</u> <u>(2) 賃貸料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用</u> <u>(3) 最低契約期間の賃貸料金支払総額</u> <u>(4) 設定残存価額（オープンエンド方式の場合）</u> <u>(5) 賃貸料金に含まれる内容</u> <u>(6) 賃貸に関する以下の事項</u> ① <u>賃貸である旨</u> ② <u>中途解約できない場合はその旨</u> ③ <u>賃貸終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨</u> ④ <u>車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨</u> ⑤ <u>オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨等</u> ⑥ <u>その他特記すべき事項</u> <u>第11条</u> 競り上げ又は入札等によって販売価格を決定する方法により販売を行う旨を表示する場合は、次の事項を表示するものとする。 (1) 車名及び主な仕様区分等販売する車両を特定するための内容 (2) 競り上げ開始時の価格又は最低入札価格 (3) 価格に、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等が含まれている場合にはその旨、又は含まれていない場合にはその旨 (4) 販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等 <u>第12条</u> 規約第3条第6項の「通信販売の必要表示事項」とは、次の各号に定める事項をいう。 (1) 送料が必要な場合には、その額 (2) 代金の全部又は一部の支払が車両の引渡し前である場合には、支払の時期 (3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限	<u>第10条</u> （略） <u>第11条</u> （略）

変更案	現行
(4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容 (5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨 <u>第13条</u> 規約第4条第1号の「最上級を意味する用語」には、純然たる序列のみでなく、単なる通俗的な慣用語及び流行語を含むものとする。 <u>第14条</u> 規約第4条第2号の「完全な…」等の用語は、計測可能な条件を100パーセント満足する場合においては、社会通念上妥当な範囲をこえないものと判断できるため、その表示を妨げないものとする。 <u>第15条</u> 規約第4条第3号において「このクラス」等の表示をする場合は、乗用車についてはエンジン排気量、商業車（ライトバン及び貨物自動車）については積載重量によるものとし、それ以外のクラス区分については、その分類による統計数値の事実確認が可能なものによるものとする。 <u>第16条</u> 規約第4条第4号の「新発売」「新型登場」等の用語を使用できる期間は、新型車発表後12か月とする。ただし、モデルチェンジ、マイナーチェンジ等新型車の発表が予定される以前の6か月間は使用しないものとする。 <u>第17条</u> 規約第5条第1号の「ランキング表示」において、数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。 2 数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第5条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。 <u>第18条</u> 規約第5条第2号の「概数」は、次の数式を満足しなければならないものとする。 概数－実数 ≤ 概数 × 誤差率（金額の場合は1パーセント、台数の場合は3パーセント） <u>第19条</u> 規約第5条第3号の「統計数値の出典」についての基準は、次のとおりとし、出典名を付記するものとする。 (1) 生産台数（日本国内において生産された自動	第12条 （略） 第13条 （略） 第14条 （略） 第15条 （略） 第16条 （略） 第17条 （略） 第18条 （略）

変更案	現行
車の台数) 一般社団法人 日本自動車工業会調べ (2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ (3) 国内新規登録台数（日本国内又は都道府県内において新規登録された自動車の台数） 一般社団法人日本自動車販売協会連合会調べ (4) 国内新規届出台数（日本国内又は都道府県内において新規届出された自動車の台数） 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ (5) 国外における生産又は販売台数（当該国内において生産又は販売された自動車の台数） 当該国の自動車工業会等調べ (6) 世界における生産台数（世界において生産された自動車の台数） 世界における生産台数は(1)及び(5)によるものとする。 (7) 輸入台数（日本国内に輸入された自動車の台数） 日本自動車輸入組合調べ (8) 保有台数（日本国内において保有されている自動車台数） 国土交通省調べ (9) 前各号以外の出典先による統計数値又はその他の統計数値を表示する場合には、その統計数値の事実確認が可能なものによるものとする。 <u>第20条</u> 規約第5条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離を、電気自動車の場合は、一充電走行距離及び<u>交流電力量消費率</u>を、<u>プラグインハイブリッド自動車の場合は、ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジ</u>をいう。 2 規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値をいう。 3 規約第5条第4号の「公的第三者によるテスト値」とは米国環境保護局（EPA）等のテスト結果に基づく数値をいう。ただし、国内市販車の仕様と異なるものを使用したテスト結果である場合にはその旨を付記するものとし、この場合にはアイキャッチャー又はメインのキャッチフレーズと	<u>第19条</u> 規約第5条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離をいい、電気自動車の場合は、一充電走行距離及び<u>交流電力消費率</u>をいう。 2～4 （略）

変更案	現行
して用いてはならないものとする。 4 ラジオ広告において燃料消費率を表示する場合は、規約第5条第4号に定める「当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨」の表示を省略することができるものとする。 5 <u>インターネット（主要諸元として表示する場合を除く。）及び新聞、雑誌等の広告等に燃料消費率を表示する場合は、交流電力量消費率及びWLTCモードに基づく市街地、郊外及び高速道路の各モードの燃料消費率の表示を省略することができるものとする。</u> <u>第21条</u> 規約第5条第7号の「具体的な説明」とは、車名、主な仕様区分を表示するものとする。 <u>第22条</u> 規約第4条第1号及び第5条第8号にいう「客観的な数値等」とは例えば次のようなものをいう。 (1) 主要諸元等、国土交通大臣の指定を受けたもので公表されているもの (2) 規約第3条第2号に定める価格表に基づく車両本体価格等 (3) 規約第5条第3号に定める統計数値 (4) 規約第5条第4号に定める燃料消費率 <u>第23条</u> 規約第5条第11号の特別仕様車には、次の事項を表示するものとする。 (1) 追加など変更された仕様や装備品等の内容 (2) 販売台数、販売期間、販売地域に限定が伴う場合には、その旨の表示 <u>第24条</u> 規約第8条第9号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。 (1) 値引額を実際のもよりも大きく見せるため、希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を表示すること。 (2) 値引額又は値引率を表示する場合において、その算出の基礎として希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を用いること。 (3) 査定額を表示する場合において、実際のもよりも低い査定額を表示し、その差額を値引額に含めて、見せかけの値引額を表示すること。 <u>第25条</u> 規約第8条第10号に該当する表示の主な例	(新設) <u>第20条</u> (略) <u>第21条</u> (略) <u>第22条</u> (略) <u>第23条</u> 規約第8条第8号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。 (1)～(3) (略) <u>第24条</u> 規約第8条第9号に該当する表示の主な例

変更案	現行
は、次のとおりである。 (1) 希望小売価格よりも高い価格を希望小売価格と称して比較対照価格とすること。又は、希望小売価格がないときに任意の価格を希望小売価格と称して比較対照価格とすること。 (2) 自店通常価格よりも高い価格を自店通常価格と称して比較対照価格とすること。 <u>第26条</u> 規約第9条の第1号から第4号までの規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公取委事務局長通達第6号）によるものとする。 <u>第27条</u> 規約第20条第4項の「期間」とは、同条第1項の措置を受けた日から3年とする。 <u>第28条</u> 規約附則3の「大型自動車」とは、4トン以上の貨物自動車及び29人乗り以上のバスをいう。	は、次のとおりである。 (1)～(2) (略) <u>第25条</u> (略) <u>第26条</u> (略) <u>第27条</u> (略)

附 則

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。